

答申第7号



鎌倉公審査第10号

平成9年7月7日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて

(答申)

平成6年8月2付けで諮問（諮問第3号）された鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査B（平成4年3月）の一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査B（平成4年3月）（以下「本件文書」という。）は、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成6年6月30日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号・2号・4号・6号に該当するとして、一部非公開としたのは、次に掲げる理由から、条例の解釈・運用を誤っているというものである。

ア 平成5年12月、異議申立人は、鎌倉市議会に「深沢清算事業団用地とその周辺を含めた整備計画に関する陳情」を提出し、地域住民に計画を公表し、地域住民の意見や考えを反映できるように求めてきたが、住民には意見や考えを言う場を与えられないうちに、一部委員により「深沢地域の新しいまちづくりの基本方向」がまとめられ、平成6年11月に市長あて提言が行われた。

イ 周辺地域住民は、農地・住宅・工場・商業施設等の混在を、鎌倉市が言うように、計画的な市街地整備が不十分とは思っておらず、地域に根ざした生活の証と感じており、鎌倉・藤沢両市が進めようとしている大規模開発は、深沢地域住民・宮前地区住民が望むまちづくりにはつながらない。

ウ 本件文書と併せて公開請求した鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査A、鎌倉市深沢地域整備計画事業化推進検討調査報告書、拠点地区土地利用計画等策定基礎調査、鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書の文書も含めた5件の文書では、より実現化に向けての調査・検討などを行ったとあるが、都市拠点総合整備事業として、深沢・村岡両地域を一体的に捉えているとなると、村岡・宮

前地区が「土地区画整理を事業手法」として住民説明がされていることから、深沢地域も「土地区画整理が具体的事業手法」であることは明白であり、大量の一部公開拒否は将来関係権利者になり得る、調査地域内住民の知る権利を無視したものである。

エ 市長は、今後、地域の意見を聴く場づくりとしての地元協議会的組織をつくり、市民意向調査等を行いながら、計画の具体化を図るとしているが、この進め方は行政側の都合が優先しているものであり、住民のためのまちづくりであるならば、事実は事実として出し、その上で住民がどのようなまちづくりを望み、整備を考えているのかを話し合い、議論されるべきであり、その基礎資料として公開されるべきと考える。

オ 条例第6条第1項第3号該当性について

(7) 公開することにより、神奈川県や藤沢市との協力関係を著しく害するおそれがあるとして非公開としたことは、お互いに相手の自治体に責任を転嫁しているか、或いは口裏を合わせて情報を出さない算段かで、これでは知る権利を保障するとした真の意味での情報公開とはいえない。

(1) 藤沢市では当初から宮前地区整備を土地区画整理の整備手法として発表しており、新駅の設置とは表裏一体と答えている。鎌倉市でも、平成5年9月議会で「現段階では区画整理事業の手法を用いることが妥当であろう」との考え方をしていると答えており、深沢地域住民は、この都市基盤整備が「街の構造そのものの改造であり、地区住民の生活に大きな影響を及ぼす…」ことを、まだ知らされていない。

カ 条例第6条第1項第4号該当性について

(7) 本件文書には、「行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれている、又、個人の財産・利害に密接な情報も多く含まれており、現段階で公開すると、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがある」とのことだが、実施機関は「JR大船工場は神奈川県・藤沢市・国鉄清算事業団及び鎌倉市の4

者の調査の中では現在は調査範囲に入っているが、いわゆる対象としてはのぞかれている」と答えている。

- (イ) 新駅と深沢清算事業団用地を中心とした整備であり、新駅から至近距離にあり多大な開発利益を得られるJR大船工場はのぞかれ、三菱電機等の工場群もなぜ整備地区に入らないのか、その理由を専門家が調査・検討した基礎資料を公開してほしい。
- (ウ) 公開することによって、特定個人の利害得失を招くとするならば、それは調査報告書が公平に記されていないか、間違いが記されている場合であると考えられる。従って、公正かつ適正な事業執行を行うためには、地域住民に資料を全て公開してから、住民との協議を十分行うべきである。

### 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

- (1) 深沢地域清算事業団用地周辺整備事業及びその調査目的について
  - ア 昭和62年の国鉄改革に伴い、深沢地域の周辺に生じた国鉄清算事業団用地並びにその周辺地域の土地利用のあり方等について、地域特性を踏まえた整備計画を策定して、鎌倉市全体の発展にふさわしい姿を見い出すことを目的として調査を実施してきたものである。
  - イ 当該調査は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、土地区画整理事業の調査手法により、市街地環境評価の実施及び市街地整備の基本構想の作成、実現化方策の検討等とあわせて、市街地整備の具体的事業手法の検討を行ったものである。

#### (2) 本件文書について

深沢地域清算事業団用地周辺整備事業は、平成2年度から神奈川県、国鉄清算事業団、藤沢市、鎌倉市の四者で、深沢地域の国鉄清算事業団用地の高度利用の方向や周辺地域の市街地整備のあり方等を検討し、整備計画や計画の具体化方策について、基本構想、基本計画レベルの調査を行ったものである。

また、平成4年度には、鎌倉市深沢地域、藤沢市村岡地域を一体的に

捉えた地区を湘南地区として、各国鉄清算事業団用地を中心とした開発整備の位置づけ、都市拠点施設整備のあり方等を検討するとともに、総合的な市街地整備計画の検討を行った。

本件文書は、これらの調査の一環として実施したものであり、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした地域の計画的な市街地整備を進めるため、2年度に実施した調査Aの基本構想の検討に基づき、さらに必要な吟味・展開を図り、今後の事業計画及び事業化を想定した公共公益施設の適正な配置及び住環境の保全や土地利用計画等に配慮した基本計画を策定することを目的として行ったものである。

(3) 条例第6条第1項第1号該当性について

本件文書には、土地の所有者として特定の個人が識別される情報が記載されているため、条例第6条第1項第1号に該当し、非公開としたものである。

(4) 条例第6条第1項第2号該当性について

本件文書には、土地所有者及び宅地規模についての記載があり、公開することにより、法人に多大な不利益を与えることも予想されるため、条例第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。

(5) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書には、調査地区、具体的整備計画、都市構造、整備課題・方針等についての記述があり、これらは行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれており、現段階で公開すると不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開としたものである。

(6) 条例第6条第1項第6号該当性について

本件文書には、ガス・電気・電話等の供給処理施設に関する記載があり、これらの情報は、本調査趣旨の理解を得て関係機関から提供を受けたものであり、当該施設が犯罪目標となる等の社会的影響を考慮して、条例第6条第1項第6号に該当し、非公開としたものである。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 本件文書及び整備計画について

ア 本件文書は、土地区画整理事業の調査手法により、2年度に実施した鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査Aにおける基本構想の検討に基づき、さらに必要な吟味・展開を図り、今後の事業計画及び事業化を想定した公共公益施設の配置や、土地利用計画等に配慮した基本計画を策定することを目的として行われたもので、全体計画調査を補完する個別課題調査であることが認められる。

イ 本件整備計画は、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備構想」（第3次鎌倉市総合計画の名称）として、深沢地域の国鉄清算事業団用地及びその周辺地域を中心に、隣接する藤沢市の新駅構想も視野に入れながら深沢地域の新しいまちづくりを推進しようとするものである。

ウ その内容は、鎌倉市のみならず藤沢市域の新駅構想も視野に入れた広域的課題でもあることから、鎌倉市、藤沢市、神奈川県、国鉄清算事業団の四者において、事業団用地の利用や周辺地域の市街地整備のあり方等について審議・検討を行い、具体化方策について調査を実施したものである。

##### (2) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文は、「個人についての情報（事業を営む個人の当該事業についての情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができる旨規定している。これは、個人についての情報を原則的に非公開とすることによって、個人の基本的な人権を確実に保障しようとするものと解する。

イ 本件文書には、調査区域内の土地所有者である個人の氏名が記載されている部分があり、当該部分は、同号にいう「特定の個人が識別される情報」に該当するものと認められる。

以上のような理由から、別表1に掲げる部分は条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

##### (3) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 条例第6条第1項第2号は、「法人その他の団体（国及び地方公共

団体を除く。以下「法人等」という。) についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は、公開しないことができるものと解する。

イ 実施機関が、本号に該当するとして非公開とした部分には、土地所有権者としての国を含む法人の名称と土地の面積が記載されていることが認められる。しかし、これらの情報は、土地登記簿により何人でも閲覧することが可能であること、また、法人であっても国や地方公共団体についての情報は、本号の規定により非公開とすることができる情報から除外されているところである。

したがって、当該非公開部分は条例第6条第1項第2号には該当しないものと判断する。

#### (4) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより、当該審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議、検討、調査研究等が自由率直な意見交換や十分な資料収集のもとに行われることを確保する観点から、行政として最終的な意思決定までの段階にある情報で、公開することによって、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれのある情報等については、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、特定の道路公園等の位置・道路の幅員等が明確になる部分、開発整備の実施に当たって特定の土地の権利に直接係わる部分、具体的な計画・整備方針・今後の検討課題等に係わる部分、道路等の具体的な位置・面積等が明確になる図、調査地区が明確になる図等については、本件整備計画の推進に当たり、市内部における意思

形成過程での審議・検討等に関する資料としての性格を有するものと認められることから、これらを公開することにより本件整備計画に係る審議・検討等に著しい支障が生じるおそれがあるものとする。

しかし、実施機関が非公開とした部分には、非公開の処分時点から現時点までの時間的経過もあり、深沢地域まちづくり会議や広報臨時号等を通じて市民に公表された情報のほか、一般的な例示や参考とした図表など、公開したとしても市民に誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあるとは言えない情報も多く見受けられる。したがって、これらの情報は公開すべきものとする。

以上のような理由から、別表2に掲げる部分は条例第6条第1項第4号に該当し非公開が妥当であるが、その余の部分は公開が妥当と判断する。

(5) 条例第6条第1項第6号該当性について

ア 条例第6条第1項第6号は、「公開することにより、犯罪その他の社会的障害を生ずるおそれのある情報」は公開しないことができる旨規定している。

これは、市が保有する情報の中には、公開することにより犯罪の発生などに結びつくおそれのある情報等もあり、犯罪の発生などを予防する観点から、これらの情報は公開しないことができるものとする。

イ 本件文書には、ガス・電気・電話等の供給処理施設に関する記載があるが、これらの情報は、公開することにより、その埋設位置が特定されるため、犯罪の発生などに結びつくおそれがあるものとする。

以上のような理由から、別表3に掲げる部分は条例第6条第1項第6号に該当するものとする。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別表 鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査 B

1 条例第6条第1項第1号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
18	右側表Ⅲ-7の左下「個人」欄記載の個人の氏名
31	左側表Ⅲ-15の「所有者」欄記載の個人の氏名
35	表Ⅲ-19の「所在」欄下段記載の個人の氏

2 条例第6条第1項第4号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
4	図Ⅱ-2 (図の題名は除く。以下同じ。)
7	右側図Ⅲ-5
8	左側14行目から16行目まで
9~10	全部
11	右側図Ⅲ-9
12	右側表Ⅲ-1の「面積」欄の数値
13	図Ⅲ-10
14	図Ⅲ-11
16	図Ⅲ-12
17	図Ⅲ-13
18	右上表Ⅲ-6の「地積」欄の数値
19	図Ⅲ-14
20	図Ⅲ-16
21	表Ⅲ-9の「地積」欄の数値
22	図Ⅲ-17
23	図Ⅲ-18
25	図Ⅲ-19
26	図Ⅲ-20
28	図Ⅲ-21

頁	該 当 行 等
31	左側7行目15文字目、同19文字目
32	図Ⅲ-24
34	図Ⅲ-25
36	図Ⅲ-26
37	左側11行目から13行目まで、右側表Ⅲ-21の「面積」欄の数値
38	図Ⅲ-28
39	図Ⅲ-29
41	図Ⅲ-30
42	図Ⅲ-31
44	図Ⅲ-32
45	図Ⅲ-33
46	図Ⅲ-34
48	図Ⅲ-35
49	右側下段(4)「設計の基本方針」から3行目
51	右側表中「住区計画」欄の右側全部
52	右側上段「具体例」欄2行目、同9行目から10行目、同14行目、同17行目、同22行目、同25行目まで
53	中央「考え方」欄15行目24文字目から16行目12文字目、同18行目22文字目から26文字目、同25行目10文字目から17文字目まで、右側「設計の基本方針」欄2行目20文字目から22文字目、同11行目17文字目から24文字目、同12行目20文字目から24文字目、同14行目2文字目から13文字目、同19行目13文字目から27文字目まで
54	図Ⅳ-1
55	表Ⅳ-1の「面積」欄の数値
56	図Ⅳ-2
58	表Ⅳ-2の上段「将来推定交通量」、「道路分類」、「区分」、「設計速度」、「車線数」、「一車線幅員」、「標準幅員」欄の記載内容
59	図Ⅳ-3

頁	該 当 行 等
60	左側 2 行目 9 文字目から 1 6 文字目、同 4 行目 3 1 文字目、同 8 行目 2 1 文字目から 1 0 行目 1 2 文字目、同 1 0 行目 2 7 文字目から 3 3 文字目まで、同表 IV - 3、右側全部
61	上段「検討の基本条件」欄の右欄の右側の 1 行目 3 3 文字目から 3 行目まで、中段「西側拡幅案 (A 案)」欄の「①断面構成 (用地幅)」欄記載部分、同「西側拡幅案 (A 案)」欄の「②線形図 IV - 4 参照」欄下段「縦断」欄の 3 行目 1 6 文字目か 4 行目 3 文字目、同「モノレールピア中心拡幅案 (B 案)」欄「①断面構成 (用地幅)」欄記載部分、同「モノレールピア中心拡幅案 (B 案)」欄の「②線形図 IV - 4 参照」欄下段「縦断」欄全部、同「東側拡幅案 (C 案)」欄の「①断面構成 (用地幅)」欄記載部分、同「東側拡幅案 (C 案)」欄の「②線形図 IV - 4 参照」欄下段「縦断」欄 2 行目 8 文字目から 1 9 文字目まで
62	全部
63	上段「西側拡幅案 (A 案)」、「モノレールピア中心拡幅案 (B 案)」、「東側拡幅案 (C 案)」の各々の欄の「⑥住民対応等」及び「⑦課題となる事項」の欄記載内容
64	図 IV - 4
66~67	全部
68	左側 1 行目 1 2 文字目から 1 8 文字目、同 1 5 行目 3 文字目から 2 1 文字目、同 20 行目以下全部、右側 1 行目から 3 行目、同図 IV - 7
69	全部
70	図 IV - 8
71	図 IV - 9
72	全部
73	図 IV - 1 0
74~75	全部
76	図 IV - 1 4
77	全部
78	左側 1 行目を除き全部
79~80	全部

頁	該 当 行 等
81	右側の「5）区画道路の設計」、「6）特殊道路（歩行者専用道路）の設計の表現を除き全部
82	表IV-6
83	図IV-16
84	図IV-17
85	図IV-18
86	図IV-19
87	図IV-20
88	左側5行目以下全部、右側「2）緑地」の表現を除き全部
89	全部
90	左側1行目から2行目及び同中段の「2）雨水排水計画」の表現を除き全部
92～95	全部
96	右側表IV-15の「規模」及び「延長」欄記載部分
97～98	全部
99	左側5行目29文字目から6行目、同「表IV-16」の各項目欄記載内容 右側表IV-17の「規模」及び「延長」欄記載内容
100 ～ 101	全部
102	左側3行目から全部、右側2行目から全部
103 ～ 106	全部
107	2行目9文字目、10行目6文字目から9文字目、図V-1
108	左側「1. 上町屋地区」、同「1）画地・街区の設計」、右側「2）道路の設計」の表現を除き全部

頁	該 当 行 等
109	全部
110	左側「3) 公園・緑地の設計」、右側「4) 排水施設の設計」の表現部分及び右側「5) 供給処理施設の設計」以下6行を除き全部
111	左側3行目から9行目、同11行目から15行目、同17行目以下全部、右側全部
112	左側1行目を除き全部
113	左側8行目から11行目、同13行目以下全部、右側全部
114	左側2行目以下全部、右側1行目から3行目、同5行目から8行目、同25行目から全部
115	左側1行目から4行目、同6行目から11行目、右側全部
116	左側2行目から8行目、同10行目から12行目、同14行目以下全部、右側2行目以下全部
117	左側2行目から10行目、同28行目以下全部、右側1行目、同3行目から4行目、同15行目から17行目まで
118 ～ 119	全部
120	左側5行目から9行目、同11行目から15行目、同17行目以下全部、右側「3) 公園・緑地の設計」の表現を除き全部
121	左側全部、右側2行目から10行目、同19行目5文字目から22行目、同24行目以下全部
122	左側2行目から6行目、同8行目から24行目、同29行目以下全部、右側1行目から2行目まで
123	左側6行目から7行目、同9行目以下全部、右側の「3) 公園・緑地の設計」及び中段の「4) 排水施設の設計」の表現を除き全部
124	左側11行目から20行目、同22行目から26行目、同28行目以下全部、右側「9) まちのデザイン」の表現を除き全部
125	全部

頁	該 当 行 等
126	左側 3 行目から 6 行目、同 8 行目以下全部、右側 2 行目から 4 行目、同 6 行目から 7 行目
127	左側 2 行目から 4 行目、同 6 行目から 10 行目、右側全部
128	表中の上段「大項目」、「中項目」欄記載部分を除き全部
129	表中の上段「施行前」、「施行後」欄記載部分

3 条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
44	図Ⅲ-32 (図の題名は除く。以下同じ。)
46	図Ⅲ-34

審 査 会 の 処 理 経 過

開催年月日	処 理 経 過
6. 8. 2	諮問（諮問第2～6号）
8. 4	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
8. 25	一部公開拒否理由説明書を受理
8. 26	異議中立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
12. 22	意見書を受理し、実施機関へ写しを送付
12. 26	意見書の写しを実施機関へ送付
7. 1. 24	・審議（第7回審査会）第2号～6号
2. 21	・審議（第8回審査会）第2号～6号
3. 22	・異議中立人から意見聴取（第9回審査会）第2号～6号
4. 28	・実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取（第10回審査会）第2号～6号
5. 24	・審議（第11回審査会）第2号～6号
6. 26	・審議（第12回審査会）第2号～6号
7. 26	・審議（第13回審査会）第2号～6号
8. 7. 2	・審議（第25回審査会）第2号～6号
7. 19	・審議（第26回審査会）第2号～6号
8. 2	・審議（第27回審査会）第2号～6号
9. 9	・審議（第28回審査会）第2号～6号
10. 9	・審議（第29回審査会）第2号～6号
11. 7	・審議（第30回審査会）第2号～6号
11. 20	・審議（第31回審査会）第2号～6号
12. 20	・審議（第32回審査会）第2号～6号
12. 25	・審議（第33回審査会）第2号～6号
9. 1. 20	・審議（第34回審査会）第2号～6号
2. 17	・審議（第35回審査会）第2号～6号
3. 12	・審議（第36回審査会）第2号～6号
4. 18	・審議（第37回審査会）第2号～6号
5. 14	・審議（第38回審査会）第2号～6号
6. 20	・審議（第39回審査会）第2号～6号
7. 7	答申

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考2 図表が記載されたページについては、様々な記載方法が見られたため、範囲を特定する部分の表現は、当該ページごとに適宜行った。なお、行数は、範囲を特定する表現部分を1行目として、文字が記載された行を上から数えた。(図表の題名は含むが図表そのものは含まない。)

備考3 文字数は、範囲を特定した場合も、その範囲内の行の記載のある文字について左から数えた。

備考4 句読点、「○」、「・」、「:」、「※」、「-」、「(」、「m」、「h a」等の標記は一文字とし、数字は桁数にかかわらず一文字と数えた。